

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月28日現在

機関番号：32683

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21330025

研究課題名（和文） 消費者団体による差止請求の実証研究

研究課題名（英文） An Empirical Study on Right to Demand an Injunction by Consumer Organizations

研究代表者

加賀山 茂（KAGAYAMA SHIGERU）

明治学院大学・法務職研究科・教授

研究者番号：20169379

研究成果の概要（和文）：消費者団体による差止請求についてわが国の適格消費者団体，ドイツの消費者団体，フランスの消費者団体，EUの消費者団体を訪問し，差止訴訟における消費者個人との信頼関係の実態を明らかにするとともに，差止訴訟と集団的損害賠償訴訟との連携の重要性を確認した。

研究成果の概要（英文）：Visiting German, French, and EU Consumer Associations, we investigated not only the confidence-building relationship between individual consumers and consumers' association and closer connection between claim for injunction and claim for collective damages.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	4,800,000	1,440,000	6,240,000
2010年度	7,500,000	2,250,000	9,750,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
総計	13,200,000	3,960,000	17,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：差止請求，適格消費者団体，適格消費者団体による差止請求

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 差止請求については，古くは，物権に基づく権利として（条文上は，民法199条（占有保全の訴え）の延長線上に物権的請求権としての差止請求権として）認められてきたし，近年では，人格権に基づく権利として（最大判昭61・6・11民集40巻4号872頁），または，プライバシーに基づく権利として判例（最三判平14・9・24判時1802号60頁），および，学説によって認められてきた。

しかし，物権や人格権に基づくものではない場合，たとえば，産地を偽装したり，有機

栽培であるかのように偽装したりする商品の販売を差し止めることは，不正競争防止法3条によって，競争関係にある事業者には認められてきたが，最終的な損害を被るおそれがある消費者には認められないという時代が長く続いてきた（宗田貴行『団体訴訟の新展開』慶應大学出版会（2006））。

(2) 2006年に改正された消費者契約法は，事業者による詐欺的もしくは強迫的な行為，または，消費者の利益を害するおそれのある条項の差止めを認めるという，物権や人格権に基づくものではない差止請求を認めた点で，

画期的な立法ということができる。

しかし、この差止請求は、従来の差止請求権とは異なり、被害を受けるおそれのある消費者個人には認められず、その費者の権利を保護することを目的とする適格消費者団体だけが行使できるという点で（消費者契約法12条）、理論的には、大きな問題点を抱えている（松本恒雄・上原敏夫『Q&A 消費者団体訴訟制度』三省堂（2007）88頁、藤岡康宏「競争秩序と差止論」NBL863号（2007）56-63頁）。

## 2. 研究の目的

本研究は、平成18（2006）年の消費者契約法の改正によって導入され、さらに、2008年の消費者契約法、特定商取引法、景表法の改正によって更に充実されることになった適格消費者団体の差止請求について、第1に、その法的性質を明確にすること、第2に、消費者個人と消費者団体との間の信認関係を解明すること、第3に、適格消費者団体の認定等に関して生じている問題点を分析し、差止めの類型ごとに生じる差止請求関係業務等の問題点を、理論研究と実態調査を通じて解決すること、第4に、その成果を踏まえて、近い将来に予想される消費者契約法の改正のあり方を提言することを目的とする。

## 3. 研究の方法

- (1) 消費者差止請求権について、「消費者被害と事故予防—消費者の差止請求権の法律構成」『不法行為法の現代的課題と展開（森島昭夫教授還暦記念論文集）』日本評論社（1995）493-528頁によって、わが国で最初に消費者の差止請求の本格的な研究に着手した研究代表者（加賀山茂）、および、差止請求の理論的研究（「差止請求権の発生根拠に関する理論的考察—差止請求権の基礎理論序説—(1)～(8)」早稲田法学81巻～84巻）において、わが国の研究をリードしている研究分担者（根本尚徳）が連携して、消費者の差止請求の根拠となる差止訴訟の基礎理論を解明する。
- (2) 消費者契約法以外の法令で認められている消費者団体の差止請求権については、国民生活センターでの長年の実務経験と消費者関連法の検討に委員として直接かかわった経験を生かすことのできる研究分担者（角田真理子）が調査研究を行うとともに、地方公

共団体の消費者行政職員としての長年の経験を有し、自ら、適格消費者団体の立ち上げとその運営を経験している研究分担者（圓山茂夫）が適格消費者団体の実態調査を行い、消費者団体による差止請求の現状と実践上の問題点を明らかにし、消費者団体による差止請求のあるべき姿を解明する。

(3) 上記の基礎理論・わが国における適格消費者団体による差止訴訟の実態を踏まえた上で、ドイツ、フランス、EUの消費者団体の差止請求の実態を調査するため、ドイツ法の研究を進めてきた研究者（福田清明、倉重八千代）を中心にして、すでに74団体が団体訴権を獲得しているドイツの消費者団体（その代表としてのドイツ消費者センター総連盟（VZBV））を訪問して消費者団体の差止訴訟の実態を調査するとともに、フランス法の研究を進めている研究者（深川裕佳）を中心にして、フランスにおける消費者団体の差止訴訟の実態、および、EUの消費者団体を束ねているベルギーのブリュッセルに本部があるヨーロッパ消費者団体（BEUC: Bureau Europeen des Unions de Consommateurs）を訪ね、個々の消費者と消費者団体との信認関係、および、団体訴訟が抱える問題点と解決のヒントを探求する。

(4) 以上の基礎研究と実態調査とを統合して、個々の消費者と消費者団体との間の権利義務関係のあるべき姿を明らかにし、インターネットを通じて公表を行う。

## 4. 研究成果

(1) 差止請求の基礎理論に関しては、根本尚徳が、一連の論文（「差止請求権の発生根拠に関する理論的考察—E. Pickerの物権的請求権理論を手がかりとして—」私法72号（2009）126-134頁、「差止請求権制度の機能・体系的位置について—近時の民法改正提案を契機とする若干の考察—」松久三四彦＝藤原正則＝池田清治＝須加憲子編『民法学における古典と革新—藤岡康宏先生古稀記念論文集』成文堂（2011）101-142頁）を通じて、差止請求に関する「違法侵害説」を発展させ、従来、差止請求は、人格権または物権というような絶対権侵害にのみ認められるとしてきた通説を克服し、悪徳商法による消費者の取引被害のような財産侵害に対しても、消費者の利益が違法に侵害されている場合に、差止請求を行使することができること

を明らかにした。

(2) 消費者団体の差止訴訟の基礎理論に関しては、加賀山茂が、「法と経済学」の手法を採用することを通じて、消費者契約法第 12 条以下が、消費者個人にではなく消費者団体に差止請求権を付与したことの理論的解明を行った。

従来の「法と経済学」によれば、「私的負財（ごく少数の人々にのみに影響を与える害悪（private bad））に対しては差止命令を用い、公共負財（多くの人々に影響を与える害悪）に対しては損害賠償を用いるべきである」（ロバート・D・クーター、トーマス・S・ユールン著／太田勝造訳『新版 法と経済学』商事法務研究会（1999）154 頁）とされてきた。その理由は、取引費用の大小の比較衡量に基づいている。たとえば、相隣関係を典型例とする私的負財に関しては、取引費用（特に交渉費用）が大きくないために差止が認められてきた（わが国の民法においても、相隣関係については、明文で個人の差止請求権が認められている（民法 216 条（水流に関する工作物の妨害除去請求）、233 条（竹木の枝の切除請求・根の切取請求）、234 条（境界線付近の建築の差止請求）など）。これに対して、取引費用が膨大なものとなる環境破壊、および、消費者の拡散被害等の公共負財については、差止請求ではなく、集団的損害賠償が認められるべきであるとされてきた。

しかし、拡散被害の代表とされる消費者被害に関しても、適格消費者団体のように、消費者個人の利益を代表できることが認証された団体であれば、個々の消費者が事業者と紛争解決のために交渉する場合と比較した場合に、その交渉費用は激減する。なぜなら、適格消費者団体は、被害者全体の代表として、個々の消費者に代わって事業者と交渉することができ、事業者も個々の消費者と交渉する手間が省けるからである。

適格消費者団体と個々の消費者との間の信認関係に基づいて行動する適格消費者団体による差止請求は、取引費用の極小化を実現できるという理由に基づいて考察を進めることを通じて、従来の「法と経済学」では実現が困難であった「公共負財」としての消費者の拡散被害に対する差止請求について、従来の「法と経済学」の定説（拡散被害に対しては、差止請求ではなく、損害賠償のみを請求できるという説）を覆し、適格消費者団

体による差止訴訟の正当性を「法と経済学」の理論と整合性を保ちつつ論証することができた。

(3) 消費者契約法（同法 12 条以下）に基づく適格消費者団体による差止請求権と、他の法令に基づく差止請求権との関係については、統一的な理論は存在しなかった。

その理由は、事業者による差止請求のみを認めて、消費者による差止請求を認めない不正競争防止法（同法 3 条）、事業者と並んで消費者の差止請求を認める独占禁止法（同法 24 条）、適格消費者団体による差止請求のみを認める特定商取引法（同法 58 条の 4～58 条の 9）、景表法（同法 10 条）というように、個別の法律によって、差止請求の主体がバラバラに規定されているからである。

しかし、前記の差止請求の基礎理論を踏まえて遂行された角田真理子の研究を通じて、わが国の差止請求制度にも、一貫性がもたらされるべきであり、不正競争防止法にも、また、独禁法においても、適格消費者団体による差止請求の規定が創設されるべきであることが明らかにされた。

(4) 福田清明を中心としたドイツの消費者団体に対する実態調査、及び、深川裕佳を中心とした EU の消費者団体に対する実態調査の結果、消費者団体の差止請求は、集団的損害賠償制度と相まって大きな効果を上げることができることが明らかとなった。

なぜなら、消費者と消費者団体との間の信認関係に基づいて、集団的損害賠償を遂行する消費者団体には、損害賠償の配当に関する費用が優先的に回収する権利が与えられ、消費者個人の利益と消費者団体の利益とがともに実現されるのに対して、差止訴訟の場合には、費用の回収が困難なため、消費者団体は、訴訟を遂行するたびに疲弊し、継続的な訴訟遂行困難となるからである。

したがって、差止訴訟を遂行する適格消費者団体が継続的に業務を遂行するためには、差止訴訟との遂行と並行して、近い将来に実現されるとされている集団的損害賠償制度の下で、賠償金の配分の業務を行って、運営資金を回収することが重要となろう。

(5) 圓山茂夫を中心としたわが国の消費者団体の実態調査によれば、2012 年 5 月 1 日現在、わが国の消費者団体としては、成立順に、以下の 10 団体が存在しており、ほぼ、すべての団体が、差止請求を行っている。

- ①消費者機構日本（差止訴訟提起 2 件：係争中）
- ②消費者支援機構関西（差止訴訟提起 4 件：早期完済時の違約金条項の差止訴訟・勝訴，不当勧誘の差止・裁判上の和解，2 件は係争中）
- ③全国消費生活相談員協会（差止訴訟提起 0 件）
- ④京都消費者契約ネットワーク（差止訴訟提起 10 件：敷引条項差止請求・敗訴，定額補修金条項の差止請求・勝訴，解約料条項の差止請求・裁判上の和解 1 件，勝訴 1 件，敗訴 1 件，不当勧誘の差止請求・勝訴，更新料条項の差止請求・敗訴）
- ⑤消費者ネット広島（差止訴訟提起 1 件：解約料条項の差止請求・裁判上の和解）
- ⑥ひょうご消費者ネット（差止訴訟提起 3 件：解約制限条項の差止請求・即決和解，解約時のポイント失効条項の差止請求訴訟・敗訴，解約の制限条項の差止請求訴訟・裁判上の和解）
- ⑦埼玉消費者被害をなくす会（差止訴訟提起 1 件：解約料条項の差止請求・裁判上の和解）
- ⑧消費者支援ネット北海道（差止訴訟提起 1 件：解約料条項の差止請求・訴訟上の請求認諾）
- ⑨あいち消費者被害防止ネットワーク（差止請求訴訟提起 1 件・係争中）
- ⑩大分県消費者問題ネットワーク（2011 年 2 月に認定されたばかりで，差止訴訟提起 0 件）

しかし，いずれの消費者団体も財政的基盤は弱く，2010 年度の収入は，行政機関からの事業請負で収入を確保している全国消費生活相談員協会（2 億 7,858 万円）を除くと，最高額が 1,673 万円（消費者機構日本），最低額が 137 万円（ひょうご消費者ネット）である。その原因は，消費者団体の会員数が 100 人～200 人程度にとどまっていること，適格消費者団体は，一般消費者のために行政に代わって，収入を生むことのない差止請求という公益的活動を行っているにもかかわらず，政府が消費者団体に金銭的支援を行っていないためである。

さらに，適格消費者団体 10 団体のうち 8 団体は，生活協同組合の支持基盤のうえでなんとか活動を続けているに過ぎない。しかも，

生協を基盤とすることは，生協に対する差止訴訟は困難であることを意味しており，大きな課題を残しているといえよう。

したがって，財政的な課題を抱えているわが国の消費者団体が，差止訴訟を継続的に遂行するためには，ドイツの消費者団体のように，全国的な統一を果たして，政府から一括して援助を受けるとか，フランスの消費者団体のように，雑誌収入，有料相談によって資金を獲得するとか，深川裕佳の研究によって明らかにされているが，EU の消費者団体が構想しているように，集团的損害賠償の配当について信託法理（Cy-pres 原則）を活用するとかの方途を講じる必要があると思われる。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 3 件）

- ① 加賀山茂「故意又は過失，因果関係における定量分析の必要性 — 過失に関する『ハンドの定式』の誤解の克服，および，因果関係におけるベイズの定理の応用を中心に—」明治学院大学法科大学院ローレビュー，査読無，15 号（2011）17-58 頁
- ② 深川裕佳「消費者団体による「差止請求」によって保護されるべき『消費者の利益』について—フランス消費法典を参考にして—」東洋通信，査読無，47 巻 7 号（2010）72-83 頁
- ③ 根本尚徳「差止請求権の発生根拠に関する理論的考察—E. Picker の物権的請求権理論を手がかりとして—」私法，査読有，72 号（2009）126-134 頁

〔学会発表〕（計 2 件）

- ① 日本経営実務法学会・研究報告（2010 年 7 月 31 日・大阪工業大学大阪センター）深川裕佳「不公正な取引慣行に関する EU 指令 2005 がわが国に与える示唆について」
- ② 日本私法学会・個別報告（2009 年 10 月 11 日・成蹊大学）根本尚徳「差止請求権の発生根拠に関する理論的考察—E. Picker の物権的請求権理論を手がかりとして—」

〔図書〕(計4件)

- ① 根本尚徳「差止請求権制度の機能・体系的地位について—近時の民法改正提案を契機とする若干の考察—」松久三四彦＝藤原正則＝池田清治＝須加憲子編『民法学における古典と革新—藤岡康宏先生古稀記念論文集』成文堂(2011)101-142頁
- ② 村千鶴子＝角田真理子＝圓山茂夫『消費者契約紛争ハンドブック』〔第3版〕弘文堂(2011)257頁
- ③ 根本尚徳『差止請求権の理論』有斐閣(2011)474頁
- ④ 圓山茂夫『詳解・特定商取引法の理論と実務』〔第2版〕民事法研究会(2010)727頁

〔その他〕

ホームページ等

<http://lawschool.jp/mcls/index.html>

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

加賀山 茂 (KAGAYAMA SHIGERU)  
明治学院大学・法務職研究科・教授  
研究者番号：20169379

### (2)研究分担者

倉重 八千代 (KURASHIGE YACHIYO)  
明治学院大学・法学部・准教授  
研究者番号：90386433  
(H21→H22：連携研究者)

角田 真理子 (TSUNODA MARIKO)  
明治学院大学・法学部・准教授  
研究者番号：00386434

圓山 茂夫 (MARUYAMA SHIGEO)  
明治学院大学・法学部・准教授  
研究者番号：50465366

福田 清明 (FUKUDA KIYOAKI)  
明治学院大学・法務職研究科・教授  
研究者番号：80257138

根本 尚徳 (NEMOTO HISANORI)  
北海道大学・法学部・准教授  
研究者番号：30386528

深川 裕佳 (FUKAGAWA YUKA)

東洋大学・法学部・准教授

研究者番号：10424780